



東京府豊島区厚部  
 定橋所角分七三三  
 福田英子様  
 (41)



(立法論)

人の権利を奪う人々

争いから得るもの

争いから得る権利

の成立する所

今谷中村土地収用法

適用するもの

決定

編譯大臣の公署

争いから得るもの

たゞ心かきける人のため

ありと入る女のあし

いかに水三十八年度

西の議院にて内務大臣

若川昭正氏に演説して

此災害神助金に於て万回

に朽木野谷中村人民の

水中に悲める女の救ふ

女のありとあつた  
入のいせ

又時また朽木野谷中

自式式

又時々の弊事ありし

白仁武氏に管中打込及

徳求あはれに寺人の土地

物件の神徳處なるを

あすありとの趣意を

縣下

に之後告し~~て~~後

三十二年九月の洪水が

諸水池有害の証拠を記し

たれにありし

大に驚

縣令儀免 船田三田所

大... 驚

縣多儀多 船田三四所

勿甲乙ニ 語リテ 猪水池ハ

矢 敗ナリ 大矢 敗ナリ

谷中ニ 水ヨ年ニ 入シ

谷中ノ 四隣 村ニ

多クノ 害ヲ 及セシニ 御ニ

氣の毒の 御事ナリトシ

谷中ヲ 猪水池ハ

五ヶ地方 村ニ 部を 定ム

三毛

毛坊方村、新築(三)

野木<sup>三毛</sup>赤麻穂積木の

村の修地、皆清水池

トナウシ<sup>三</sup>本年九月の世水ハ

浮来ノ大洪水、比<sup>三</sup>テ

逆信水、北<sup>三</sup>進<sup>三</sup>ト

一里<sup>三</sup>弱<sup>三</sup>増<sup>三</sup>進<sup>三</sup>ト

谷中<sup>三</sup>清水<sup>三</sup>後<sup>三</sup>主<sup>三</sup>ノ<sup>三</sup>矢<sup>三</sup>敗<sup>三</sup>

明ナル<sup>三</sup>福<sup>三</sup>ト<sup>三</sup>ナ<sup>三</sup>レ<sup>三</sup>リ<sup>三</sup>云<sup>三</sup>コ

笠ノ<sup>三</sup>如<sup>三</sup>ク<sup>三</sup>抄<sup>三</sup>地<sup>三</sup>収<sup>三</sup>用<sup>三</sup>法<sup>三</sup>

此ノ如クニ土地收用法

ハ必用ナキハ人モ解セズ

同ニ必用ナリテ

取ル内記士位友

厚薄差有

知ルル言ハズ

筆

即ち入レカラス法

入ルベカラサレズ

入ルモノニ法ナリ

如法ニ之ヲ賦トス

信之我ニ以賦ヲ挿

ニ勅ルモノナリ

二 勅令七十一

右ヤラ

二 月三

可也

一 かの志

福田廿九日

加多氏

あま

廿九日 風子

小生... 何人の志

あでます 出向

あて



ありて九

寸く知れぬ法律上の

解釋 字々 のよ

由先 の 目下

抄中 食 上下 紛擾

〇 物と 飛 りぬ 場 有 り

東条の谷中地と請ふ

吉下及所川 石 人

大 公若 抄神の 石 十リト

とあり

東条の地と 人 知る

とらるる

東条也之人 若尾

加藤氏 村系 出系

せしとて、高方正道の

手許の たの 人 流

池懐 は 困り

加藤氏 の 出 の 一 の

出 の 一 の

加藤氏 東条 出利

中 の 目 の 主 の 奇 の 出

出 の 一 の 出 の 一 の

出 の 一 の 出 の 一 の

中 目 幸 甚 奇 一 也

出 生 一 寸 分 々 集

乃 所 手 教 法 甚 奇 一 也  
乃 所 手 教 法 甚 奇 一 也

乃 所 手 教 法 甚 奇 一 也

威文

寫字通

草律

卷之三

71  
620A  
115